

しょうひしゃ ほご 消費者保護①

あくしつしょうほう ひがい しょうひしゃ まも ほうりつ せいど
 悪質商法などの被害にあってしまった時に、消費者を守ってくれる法律や制度があります。

けいやく かいじょ せいど 契約を解除できる制度

ごういん しょうひしゃ じゅうぶん かんがえるよゆう けいやく
 強引なセールスなどで消費者が十分に考える余裕のないまま契約を
 してしまった場合に、契約を解除できる制度。



→ 『① 』 せいど 制度
 (②) という意味。

ほうほう
 ≪方法≫

けいやくしょ わた せいど
 契約書を渡されてから (③)) に、
 (④)) 書いて
 かんいかさとめ とくていきろくゆうびん はんばいがいしゃ
 「簡易書留」や「特定記録郵便」で販売会社に出す。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社×××× □□営業所
 担当者 △△△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取っ
 てください。

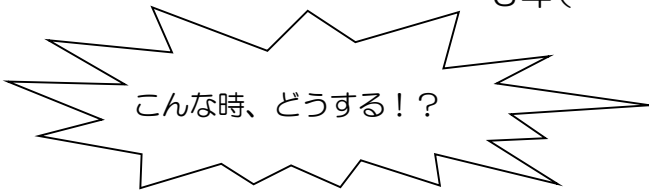
平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇〇〇

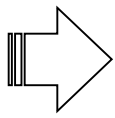
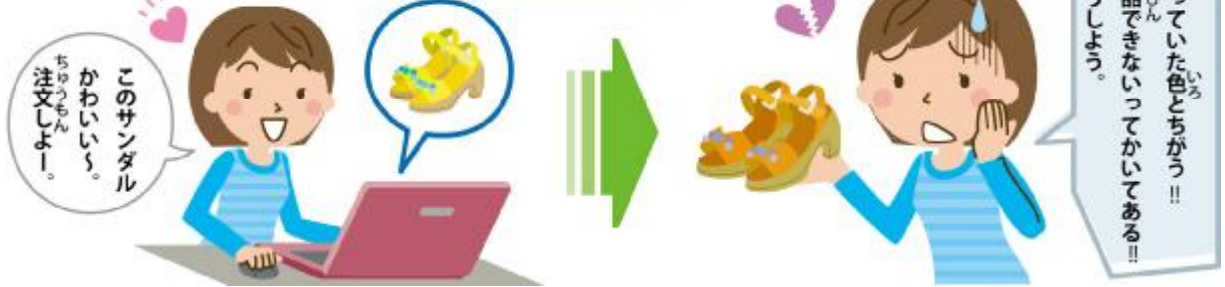
じょうけん
 ≪条件≫

- (⑤)) 店に行った場合はNG。
- 自動車や (⑥)) はNG。
- 消耗品 (化粧品や健康食品など) で、
 (⑦)) 場合はNG。

※金額は (⑧)) の場合のみクーリング・オフができます。



ネットで購入したら… ネットショッピング



通信販売は、広告に (9) を表示する義務がある。
 表示がない場合は、(10) の間、
 申し込みをやめる、または契約を解除することができる。

考えよう

A



B

